

地方財政の健全化及び地方債制度の見直しに関する研究会報告書（平成27年12月）概要

- 現行の「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（以下「健全化法」。）では必ずしも把握しきれていない財政負担を客観的に把握するため、第三セクター等に対する短期貸付や公有地信託について健全化判断比率上捕捉する。
- 地方公会計によって把握される新たな財政指標による財政分析、指標の組合せによる財政分析等を行い、より分かりやすい財政状況の開示、財政運営への活用を促進する。
- 地方債制度の見直しに関しては、地方公共団体の自主性・自立性を高める観点及び地方債のリスク・ウェイトがゼロとされている取扱いを維持する観点から、協議不要基準については緩和し、現在協議対象である範囲を、原則協議不要対象とするとともに、許可基準については変更せず。

地方財政の健全化

1 健全化法の課題への対応

健全化法の全面施行による地方財政の早期是正の促進・財政情報の開示の促進が図られてきたが、健全化法の新たな課題への対応が必要。

- ① 第三セクター等に対する短期貸付
 - ・第三セクター等に対する反復・継続的な短期貸付は、不適切な財政運営であるものもあり、早期の解消又は必要に応じて長期貸付等への切り替えを促すべき。
 - ・第三セクター等が経営破綻した場合には、地方公共団体に対する返済が行われなくなるリスクが潜在しており、実質的に負担することが見込まれる額について、将来負担比率への反映を検討すべき。
- ② 年度を越えた基金の繰替運用
 - ・実質的には一般会計等に資金不足が生じている状況について十分な説明責任が果たされていないため、実態に即した財務状況が開示され、住民や議会等が客観的なチェックができるよう、決算書等への記載を促す措置を検討すべき。
 - ・詳細な実施状況について総務省においても把握し、必要に応じてきめ細かな助言を実施すべき。
- ③ 公有地信託
 - ・公有地信託の事業収支が悪化して資金不足が生じた場合、地方公共団体が費用補償を求められる可能性があるため、実質的に負担することが見込まれる額について、将来負担比率への反映を検討すべき。

2 財政分析のあり方

財政状況資料集において、財政指標の経年比較、類似団体比較、内訳分析等が実施されてきたが、公共施設等の老朽化対策といった課題が生じる中、今後はさらに以下のような対応が必要。

- ① 地方公会計による指標の追加
 - ・「資産老朽化比率」及び「債務償還可能年数」の財政状況資料集への追加を検討すべき。
- ② 指標の組合せによる分析
 - ・「将来負担比率と資産老朽化比率の組合せ」及び「将来負担比率と実質公債費比率の組合せ」の財政状況資料集への追加を検討すべき。
- ③ 既存指標の分析・活用の促進
 - ・経常収支比率（及びその内訳）の経年比較や類似団体比較による分析をさらに促進すべき。

地方債制度の見直し

1 地方債制度の変遷

地方債制度については、平成17年度までは全面的に許可制度の下で運用されてきたが、平成18年度から、許可制度から協議制度へ移行し、協議と許可の二本建ての制度となった。その後、平成21年度の健全化法の全面施行を経て、平成24年度に地方債（公的資金を充当するものを除く）について届出制度が導入された。

2 研究会設置と抜本的見直しにあたっての基本的な観点

第2次一括法附則123条に、届出制度導入後3年の施行状況を勘案し、「地方財政の健全性の確保に留意しつつ、地方公共団体の自主性・自立性を高める観点から、（中略）地方債発行に関する国の関与の在り方について抜本的な見直し」を行う規定が置かれた。

その際、第2次一括法に対する衆参附帯決議においては、リスク・ウェイトをゼロとする現行の地方債の取扱いを堅持することが強く要請されている。

上記を踏まえ、地方公共団体及び市場関係者の意見を伺いつつ、以下の基本的な観点から検討を行った。

- ① 地方財政の健全性の確保に留意しつつ、地方公共団体の自主性・自立性を高める観点
- ② 地方債のリスク・ウェイトがゼロとされている取扱いを維持し、金融市場における地方債全体に対する信用を維持するという観点

3 地方債制度の抜本的見直し

- ① 地方債（公的資金を充当するものを除く）の発行に係る協議不要基準については緩和し、現在協議対象である範囲を、原則協議不要対象とすべき。
 - ・実質公債費比率：16%⇒18%、将来負担比率：300%（200%）⇒400%（350%）、
 - ・協議不要基準額：廃止、実質赤字比率・資金不足比率・連結実質赤字比率：変更せず
- ② 地方債の発行に係る許可基準については、変更すべきでない。
- ③ 公的資金充当の地方債については、引き続き届出制度の対象外とすべき（特別転貸債及び国の予算等貸付金債については新たに届出制度の対象とすべき）。
- ④ その他の許可制度（不正行為等及び標準税率未滿による許可制度）に係る要件については、変更すべきでない。
- ⑤ その他（運用面での見直し）
 - ・新発債4月条件決定分の届出を可能な運用に変更することが適当。
 - ・協議等予定額の提出期限を可能な限り後ろ倒しにすることが適当。 等